

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会
会長 内 山 忠 明 様

文京区長 煙 山 力

個人情報の目的外利用について（諮問）

文京区個人情報の保護に関する条例第 14 条第 2 項第 4 号及び同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり個人情報の目的外利用について諮問いたします。

記

1 諮問事項

選挙人名簿調製業務及び選挙執行業務における個人情報の目的外利用

（ 1 ）目的外利用する業務

選挙人名簿調整業務及び選挙執行業務（文京区選挙管理委員会）

（ 2 ）目的外利用される業務及び個人情報

次の者の氏名、住所、性別、生年月日、障害の有無・程度、要介護区分

身体障害者福祉法に基づく援護業務（障害者福祉課）

（対象者）

（ ）両下肢、体幹、移動機能の障害が 1 級又は 2 級の者

（ ）内臓機能（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸）の障害が 1 級又は 3 級の者

介護保険業務（介護保険課）

（対象者）

（ ）要介護状態区分が要介護 5 である者